

## 〈介護保険 第1号被保険者〉

# 65歳以上のみなさんの介護保険料を改定します

○介護保険は、制度の健全な運営のため、3年ごとに制度の見直しをしています。

これに伴って介護サービスにかかる費用の現状を考慮し、令和3年度以降の保険料の見直しを行いました。

○新しい保険料の段階に基づく、令和3年度の保険料については、7月上旬に発送する通知書でご確認ください。

旧 令和2年度の介護保険料 (第7期計画期間)			
段階	対象者	保険料 月額	保険料 年額
第1段階	●世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金受給者 ●生活保護の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	1,750 円	21,000 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入額と合計所得金額の合計が、 80万円を超え120万円以下の人	2,900 円	34,800 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入額と合計所得金額 の合計が120万円を超える人	4,100 円	49,200 円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に課税者 がいる人で、課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の人	5,150 円	61,800 円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に課税者 がいる人で、課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円を超える人	5,800 円	69,600 円
第6段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が120万円未満の人	6,550 円	78,600 円
第7段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が120万円以上 200万円未満の人	7,250 円	87,000 円
第8段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が200万円以上 300万円未満の人	8,700 円	104,400 円
第9段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が300万円以上 400万円未満の人	9,300 円	111,600 円
第10段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が400万円以上 600万円未満の人	9,850 円	118,200 円
第11段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が600万円以上 800万円未満の人	10,850 円	130,200 円
第12段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が800万円以上 1,000万円未満の人	12,200 円	146,400 円
第13段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が 1,000万円以上の人	13,350 円	160,200 円

新 令和3～令和5年度の介護保険料 (第8期計画期間)			
段階	対象者	保険料 月額	保険料 年額
新 第1段階	●世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金受給者 ●生活保護の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入額と合計所得金額*の合計が80 万円以下の人	1,900 円	22,800 円
新 第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入額と合計所得金額*の合計が80万 円を超え120万円以下の人	3,100 円	37,200 円
新 第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入額と合計所得金額*の合計が120 万円を超える人	4,350 円	52,200 円
新 第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に課税者 がいる人で、課税年金収入額と合計所 得金額*の合計が80万円以下の人	5,550 円	66,600 円
新 第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に課税者 がいる人で、課税年金収入額と合計所 得金額*の合計が80万円を超える人	6,200 円	74,400 円
新 第6段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が120万円未満の人	7,100 円	85,200 円
新 第7段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が120万円以上 210万円未満の人	7,750 円	93,000 円
新 第8段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が210万円以上 320万円未満の人	9,300 円	111,600 円
新 第9段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が320万円以上 400万円未満の人	9,900 円	118,800 円
新 第10段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が400万円以上 600万円未満の人	10,500 円	126,000 円
新 第11段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が600万円以上 800万円未満の人	11,750 円	141,000 円
新 第12段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が800万円以上 1,000万円未満の人	13,000 円	156,000 円
新 第13段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が1,000万円以上の人	14,250 円	171,000 円

◆介護保険料の算定においては、合計所得金額には、地方税法上の合計所得金額(収入金額から必要経費等を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額)から、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。\*第1～5段階の合計所得金額は、公的年金等に係る雑所得を除いた金額となります。

問合せ＝介護福祉課 介護保険係(内線516・517)